

夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託仕様書

1 委託業務名

夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の概要

山梨県（以下、「県」という）が設置者となり令和10年4月の開校を予定している、学びの多様化学校を併設した夜間中学について、一般県民が当該学校への正しい理解を深めつつ認知度を高めるため、周知啓発フォーラムの開催及び周知啓発のための動画やリーフレットによる広報活動を行う。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について県教育委員会と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、プロポーザル提案書に記載した事項のうち、県教育委員会が指示するものについては実施すること。

(1) 周知啓発フォーラムの開催

①開催時期・会場等

- ・開催日は、令和8年9月から10月までの県教育委員会が指定する日（1日間）とする。
- ・会場は、県内の国中地域で200名以上が収容可能なホール等を有する施設とすること。
なお、駐車場の確保など来場者の利便性に十分に配慮すること。（駐車場については、駐車料金が発生しないことが望ましい。）

②フォーラムの構成

- ・フォーラムは2部構成とする。
- ・第1部は、不登校経験者又は不登校支援に造詣の深い著名人による基調講演を行うので、当該講演者を招聘すること。
- ・第2部は、外部の有識者と県教育委員会関係者等とのトークセッションを行うが、登壇者は県教育委員会において手配する。

③会場設営・運営

- ・開催場所におけるフォーラム（基調講演及びトークセッション）の会場設営（撤収を含む）及び司会進行を行うとともに、会場周辺の交通整理や警備を行うこと。
- ・これに必要な人員及び機材等を用意すること。

④周知広報

- ・フォーラムの周知のため、広報素材を作成し、次に掲げる媒体による広報を行うこと。
テレビスポット、甲府駅前街頭ビジョン
ただし、当該2媒体による広報と同等程度の効果が見込まれる場合は、県教育委員会と協議の上、当該2媒体以外の媒体による広報も可とするが、その場合でも少なくとも2以上の異なる媒体による広報とすること。
- ・広報は、フォーラム開催日の概ね1ヶ月前から前日まで行うこと。

⑤アンケートの実施

- ・事業効果の確認等のため、フォーラム開催後にアンケート調査を行うので、入場時に参加者に対しアンケート用紙を配付すること。（アンケート用紙は県教育委員会で用意する）
- ・フォーラム終了後までに、会場ロビーに記載台や筆記用具を用意するとともに、フォーラム終了後には、記入済みのアンケート用紙を回収すること。

⑥フォーラムの録画

- ・基調講演の講師等の承諾を得られた場合には、フォーラムの様子（第1部・第2部）を録画し、録画データをDVD等の記録メディアに格納のうえ、県教育委員会が指定する日までに県教育委員会へ提出すること。
- ・録画対象はステージ上のみとし、一般参加者が映り込まないように配慮すること。
- ・提供された録画データは、県教育委員会において広報等で使用することがある。

(2) 啓発広報の実施

フォーラム開催により醸成された当該学校への関心を一層拡大するため、啓発広報を行う。

①広報材料の作成

- ・啓発広報の材料として、動画の制作及びリーフレットの作成を行うこと。
- ・動画は、当該学校の内容をわかりやすく理解できるアニメーションとし、15秒以上のものとする。
- ・リーフレットは、当該学校の内容をわかりやすく理解できるものとし、特に高齢者や外国にルーツをもつ住民にも理解しやすいものとなるよう漢字にはルビを振るとともに使用する文字のフォントや紙面構成を工夫すること。作成部数は5,000部とする。
- ・動画、リーフレットともに、外国にルーツをもつ住民にも理解できるよう日本語のほか次より多言語化を行うこと。
 - i：使用する言語 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語
 - ii：動画については後録りにより多言語化し、リーフレットについてはQRコードを用いるなど簡便な方法で多言語化すること
- ・動画及びリーフレットに用いるキャラクター等については、他者の権利を侵害することのないよう十分に留意すること。
- ・動画及びリーフレットについては、DVD等の記録メディアに格納のうえ、県教育委員会が指定する日までに県教育委員会へ提出すること。

②広報

- ・動画については、次に掲げる媒体及び期間等により広報を行うこと。なお、当該広報の開始時期は令和8年11月初旬とすること。
YouTube（10万回再生）、県内大型商業施設のサイネージ（10週間）
なお、当該媒体に加え、当該媒体以外の媒体による広報を妨げないが、その場合には事前に県教育委員会と協議すること。
- ・リーフレットについては、県教育委員会が指示する時期に指定する場所へ指示する部数を配送すること。

5 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県教育委員会と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材や物品は、受託事業者において用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やか県教育委員会と協議を行うこと。

6 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

7 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県教育委員会に帰属するものとする。

8 遵守事項

- (1) 業務に関する法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、県の規程を遵守すること。